

平成 24 年度第 1 回愛知県環境審議会専門調査員協議会 会議録

1 日時

平成 24 年 6 月 8 日 午後 2 時から午後 4 時まで

2 場所

愛知県自治センター5階 研修室

3 出席者

(1) 専門調査員

神戸専門調査員、高木専門調査員、瀧崎専門調査員、成田専門調査員、村松専門調査員、岡田専門調査員、加藤専門調査員、緒方専門調査員、河瀬専門調査員、水野専門調査員、木村専門調査員、浦川専門調査員、服部専門調査員、森専門調査員、山岡専門調査員、吉田専門調査員（以上 16 名）

(2) 事務局

愛知県環境部自然環境課：鈴木主幹、伊藤課長補佐、小川主査、杉原技師、岩田主事
（以上 5 名）

4 議題

(1) 代表専門調査員等の選出について

昨年度まで代表専門調査員及び地形・地質部門代表調査員であった大江専門調査員の退任に伴い、愛知県環境審議会専門調査員内規の第 4 の規定に基づいて、以下のとおり代表専門調査員等の選出を行った。

- ・代表専門調査員及び地形・地質部門代表調査員
吉田専門調査員
- ・代表専門調査員職務代理及び動物部門代表調査員
河瀬専門調査員
- ・植物部門代表調査員
高木専門調査員
- ・植物部門代表調査員職務代理
成田専門調査員
- ・動物部門代表調査員職務代理
岡田専門調査員
- ・地形・地質部門代表調査員職務代理
森専門調査員

(2) 平成 24 年度愛知県自然環境保全地域等の追跡調査について

- ・事務局から、資料 1～4 について説明を行った。
- ・専門調査員の相互調整により、調査地域、調査員及び調査日を別紙のとおり決定した。

(3) 研究発表

- ・瀧崎専門調査員（植物部門）から「近年愛知県で確認された帰化植物とその現状」について研究発表があった。
- ・平成24年度第2回については、動物部門の専門調査員が研究発表を行うこととなった。

(4) その他

- ・事務局から、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある移入種の公表及び移入種対策ハンドブックの対策について説明を行い、移入種対策についての情報提供、協力を求めた。
- ・事務局から、同条例に基づく指定希少野生動植物種の生息地等保護区の指定について説明を行った。
- ・事務局から、自然環境保全地域におけるNPO、企業との協働による保全活動についての説明を行った。

<質疑応答>

- ・指定希少野生動植物種の生息地等保護区の指定について

[村松専門調査員] 指定希少野生動植物種ハギクソウの生息地等保護区について、現地はどのような状況になっているのか。

[協議会事務局] 現地に囲い等はないが、保護区である旨の看板を立て、規制行為についても記載してある。盗掘の危険があるので現場での指定区域は示していないが、公示はしている。

[村松専門調査員] ハギクソウの生育地に穴があいていて明らかに盗掘した跡がある。中にはハギクソウを持って行ってしまふ人もいるのではないかと。どのようにくいどめるのか。

また、ハイネズが多く生育していてハギクソウが衰退するおそれがある。今後の管理を誰が行うのか考える必要がある。

[協議会事務局] 生息地等保護区であること、規制行為や罰則も設けられているという内容の看板による抑止効果と、周りの目による監視によって盗掘を防ぐこととなる。管理については、自然環境課や出先機関が定期的に監視をしたり、少々の予算ではあるがその中でも管理をしていきたい。

[神戸専門調査員] 他の場所には看板は立てていないのか。

[協議会事務局] 他にもハギクソウが生育している場所はあるが、生息地等保護区の指定に際して、土地の改良や変更が規制されるため地権者の方との交渉等もあり、難しい面もある。やれる所から保護区の指定を行っていく。

[木村専門調査員] 株数を数える等のモニタリングは行うのか。盗掘された場合は誰が責任を持つのか明確にすべき。場所を明かしているので、中途半端にしてはいけないと思う。

[協議会事務局] 県としてモニタリングは行っていく。専門家とも連携していく。保護区の指定に際して、盗掘のリスクについて専門家の意見を聴いて決めている。

今後は、県としてできる限り管理を含めて対処してくるのでご理解いただきたい。

[村松専門調査員] ハギクソウの生育地は、日本でもここしかない。知っている人は見に来ている。取ろうと思えば取れる。

ただ、いつも見ていることは難しいので、周囲の多くの目による監視が重要だ。

[水野専門調査員] 看板は知らない人にとっては、ある意味では目印にならないか。

[協議会事務局] 看板に記載してある罰則によって、盗掘を抑止するねらいがある。

[木村専門調査員] 地権者は、生息地等保護区内に家を建てることは可能なのか。

[協議会事務局] 生息地等保護区の指定に伴う規制で許可制となっており、家を建てることはできない。

- ・自然環境保全地域等の保全について

[村松専門調査員] 自然環境保全地域等を行政とNPOとの協働で手入れした場合には、どこで何をやったのか専門調査員にも教えていただきたい。

[協議会事務局] 協議会の場合や個別にもご連絡を入れるようにする。

また、自然環境の保全には専門的な知識も必要になると思うので、専門調査員の方々のご協力をお願いしたい。

- ・愛知県環境審議会専門調査員協議会の会議録については、愛知県環境審議会運営規程第7条第1項の規定に基づき、2名の専門調査員による署名が必要であるため、高木専門調査員（植物部門）及び吉田専門調査員（地形・地質部門）を署名者として選出した。